

福祉サービス第三者評価結果

① 三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称： 保育所 よどえババール園	種別： 保育所	
代表者氏名： 園長 明里 佐代子	定員（利用人数）： 70名	
所在地： 鳥取県米子市淀江町佐陀2169		
TEL： 0859-56-5268	ホームページ： https://www.med-wel.jp/babar/	
【施設の概要】		
開設年月日： 平成23年2月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福法人 仁厚会		
職員数	常勤職員： 27名	非常勤職員 10名
専門職員	社会福祉主事 1名	保育パート 8名
	保育士 28名	給食業務パート 2名
	中学校教諭免許 2名	
	介護2級 1名	
	管理栄養士 1名	
	調理師 2名	
施設・設備 の概要	乳児室 1部屋	（設備等）相談室、プール
	保育室 6部屋	芝生化された園庭、ピノパーク

③ 理念・基本方針

施設理念：

1. 子どもの安心・安全を守り、保護者、地域からも信頼される保育園を目指します
2. 併設施設・地域との交流など、様々な触れ合いを通して豊かな心を育みます
3. 子ども一人一人が安定した生活の中で、自由に思いを表現し、自信を持ち、自立できるように保育を行います

施設方針：

1. 子ども1人1人を大切にし、発達に即した保育サービスを提供します
2. 保護者、地域の子育て支援、指導に最善をつくします
3. 法令等を遵守するとともに、健全なる施設運営に努めます

保育目標： 豊かな心を育み、自立へと導く

④施設の特徴的な取組

1. 長時間保育 朝7時～夜8時まで保育が行われています。
2. 乳児・低年齢児保育 0歳児（生後6週より）・低年齢児保育が積極的に行われています。
3. 看護職員配置による障害児受け入れ保育
4. 法人内隣接の米子東病院・老健施設との連携（突発的な体調不良時の受診受け入れと協力）と交流（高齢者との交流保育）。
5. 屋外施設の充実 全面芝生化した屋外遊技場や日本海に面した松林に整備した遊歩道を活用した保育（ピノパーク）が行われています。
6. 平成27年ISO認証取得されました。
7. 月1回の園内解放の実施。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年6月1日（契約日）～ 平成27年10月 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2回（平成 23年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

開園5年目を迎える保育所ではあるが、開園当初より地域と共に歩む姿勢を持ち、業務の向上に努めて来られました。長時間保育、乳児・低年齢児保育、障がい児保育、一時預かりを行っており、平成25年には定員を70名に増やすなど地域の多様なニーズに柔軟に対応しておられます。現在日曜日保育は行っていないが、同法人が委託管理中の大和保育園が行っており、当園から保育士の応援体制があります。

園長を中心に継続的な業務改善、サービスの質の向上に取り組まれています。

平成27年1月にはISO認定を取得し、マニュアルの整備、書式の整備にも努められており、研修等も積極的に受講し自らの保育の質の向上を目指し日々努力されています。

◇改善を求められる点

内部的な整備は非常に進んでおられると感じますが、保護者や地域の方に対しての各種の周知が、職員の周知度に比べやや弱いように感じられる部分もあるように思われます。園の社会に対しての使命の表明等、外部に向けての分かりやすい資料作成の工夫に取り組まれると良いと思います。

職員の確保については、保育業界全体の課題であり、「子ども・子育て支援法」の制定を受け、今後処遇改善も進むものと考えられます。行政の動向を見極めながらの園独自の動きが求められると思います。低年齢児の待機児童解消を含め今後期待したいと思います。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

全般的には高い評価をいただいたように思います。

しかし、良い評価があったからこれで良いではなく、内容によっては見直しをしながら、更なる向上へむけた努力が必要であると考えます。

子どもたちのために、保護者の方々の協力を得ながら弱みを強みに変えられるよう皆さまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>法人理念を基に保育園の施設理念と基本方針を作り、ホームページやパンフレット、園だよりも記載されています。各保育室にも掲示されており、事業計画説明会等で職員への周知を図るほか、毎月の全体会で唱和されている。保護者には入園時に説明すると共に園便り等で周知するようにされています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の流れについて、国や市の情報を把握され、地域の保育ニーズ等のデータを取集し、取り組むべき課題を抽出されています。法人と連携しながら保育のコスト分析や利用者の推移等の経営状況の分析が行われています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の運営会議で毎月分析・把握された経営状況やコスト面の課題等については、全体会で職員全員に説明し周知が図られています。把握された経営課題については、法人及び園の中・長期計画にも盛り込まれ、園内でも検討されながら改善に取り組まれています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を内容が反映された園独自の中・長期の事業計画及び中・長期収支計画が策定されています。理念・基本方針の実現するための具体的な内容となっています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づいた明確なビジョンがあり、中長期の目標値が段階ごとに設定されています。それに基づき、前年度の振り返りを行い、単年度の行動計画が策定されています。行動計画には数値目標や具体的な成果等の設定もされています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定にあたっては、クラスや委員会単位で意見の集約を行い、職員参画の基、策定されています。実施状況の見直し・検証についてもクラスや委員会で振り返りが行われ、その内容については会議録等で職員へ周知を行い、職員の方も十分に理解されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>入園前に入園のしおりで説明が行われます。事業計画の主な内容については、保護者会総会の折に保護者に説明されています。又、園だよりにも掲載し周知を図り、理解を促しておられます。今回の保護者アンケートでは周知の効果が不十分な面も感じられましたので、更なる保護者等に向けた周知と理解に取り組まれると良いと思います。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>園としては、法人の内部評価委員による内部評価が年2回実施されています。職員の方は毎年自己評価シートによる自己評価を実施し、日々の振り返りを行いながら、サービスの質の向上へ向けた取り組みが行われています。第三者評価の受審についても計画的に実施されており、結果の分析等検討されています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>職員全員に内部評価の結果を伝え、検討しながら改善計画シートを用いて具体的な改善に取り組んでおられます。園としての自己評価についても、分析を行い検討されながら、園としてのサービスの質の向上を目指されています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長自らの役割と責任については、事業計画書に記載されており、年度初めの職員の全体会の折の、自らの業務分掌を説明し表明されています。有事における園長の役割と責任について、不在時の権限委任委等についても明確化されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、県や市が実施するコンプライアンス研修や人権研修等や会合等にも参加し、最新の情報を学び理解され、遵守すべき法令等が正しく職員が理解できるようリーダー会や全体会等で説明し周知を図っておられます。又、法人内の階層別研修に於いても盛り込まれており、職員の方は正しく理解できるよう学んでおられます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、業務を振り返り保育の質の向上に向け取り組みの一環として、職員に対して年3回の個別面談が実施されています。又、日頃よりクラスやリーダー会から上がってきた課題を把握するようにされており、職員と共に保育サービスの向上に意欲を持って望まれています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部の運営会議で経営に対する検証を行い、経営の改善や業務の実行性が高められるよう、全体会等で職員に説明し、園として取り組むべき人員配置や業務の効率化等、組織的に係われる体制作りを積極的に取り組まれています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部と連携して保育士配置など人事管理に関する方針を決めておられます。法人本部との話し合いの際には、今後の保育園としての動向や中・長期計画等に基づく考え方に従いながら、子供の最善の利益を考慮し要望も伝えながら取り組まれています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の人事考課制度で管理されています。又、園長による年3回の面談の際に職員の意向や意見等を確認しながら、職員が自ら将来を描くことが出来るような仕組み作りを明確化させるための改善策を検討されています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>法人全体として、「働きやすい職場」作りに向けて取り組まれており、仕事と生活の両立に配慮された職場環境となっています。園長による年3回の個人面談において、職員個々の就業に関する意見や意向を確認するように努められています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員全員が年3回園長と個人面談の機会を持っています。年度初めに個人目標を立案、中間で進捗状況を確認し、目標が達成できるよう取り組んでおられます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員の質の向上のために具体的な年間の研修計画が事業計画に明示されています。又、受講後は復命書の提出と各クラスで勉強会を行い、実践につなげる仕組みがあります。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育ニーズの複雑化や支援の困難化に対応すべく、職員個々の知識、技術水準、専門資格の取得状況を加味し、階層別研修、テーマ別研修等の機会が確保されています。その他に職員は個人目標達成に向け希望の研修に積極的に参加できるよう支援されています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>マニュアルが整備され、実習生の受け入れ体制が整っています。実習担当者も配置されており、担当者は実習生受け入れの為に指導者研修を受講され、園として実習に積極的に取り組んでおられます。又、職員の方へも実習生等の受入れに関しての体制について共通理解できるように周知が図られています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページやパンフレットには、園の理念・基本方針、保育内容、事業計画等が公開されており、園内解放の情報や行事内容なども掲載されています。又、園内にもポスター等の掲示物も確認出来ました。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所における事務、経理、取引等に関するルールの確立と職務分掌と権限・責任も明確にされており、職員にも周知されています。会計処理については、法人本部が一括しておられます。園の部門についても法人本部を通し専門家にチェックや相談されています。法人本部は年1回の監事監査とISO監査を実施されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>事業所理念や事業計画にも地域との交流が掲げられ、併設の老健施設や四園交流（淀江地区4つの保育園による5歳児の就学前交流会）等が行われています。又、近所の畑をお借りしての野菜作りを行い、収穫時にお裾分けするなど日頃から地域との関わりを大切にされています。</p> <p>活用できる社会資源（米子市の公共施設等のイベントなど）や地域の情報なども園内の掲示板に掲示され保護者等に提供されていました。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア等を受け入れについて基本姿勢を明確にし、受入れの為のマニュアルも整備されています。ボランティア等の受入れについての研修に職員が参加するなどし、受入れ体制も出来ています。園児の家族がボランティアとして来園されることもあります。保護者の保育への参加の概念からすると非常に良い事だと感じました。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>当該地域の関係機関・団体についての関係者リストが作成され、事務所内にわかりやすく表示されています。特に障がい児の対応で小児療育センター、虐待等権利侵害が疑われる子どもに対して児童相談所と連携を図るようにされています。淀江中学校区の保育園、小学校、中学校の会に参加し、連携を図っておられます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の有する機能を地域に開放するために、月1回園内開放が実施されており、その際に相談も受けられています。相談内容の対応策や改善策については事案によってはホームページにて公表されています。又、園を利用されていない方の相談も随時受け付けておられます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の保育ニーズを把握・分析する事により園内開放、相談事業といった公益性のある事業を展開されています。乳児・低年齢児を積極的に受け入れられる他、延長保育、一時預かり事業を実施されています。特に日頃より待機児童の把握に努められており、一時預かり事業に於いてもなるべくお断わりしない対応に努められています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがお互いを尊重する心を育てるという意味で、各クラスに人権・同和目標を掲示し職員にも共通の意識を持てるようにされています。子どもの尊重や基本的人権への配慮についての研修等も実施されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども・保護者のプライバシー保護、子どもの虐待防止等の権利擁護についてマニュアルが整備され、職員には事業計画説明会等で説明し周知するようにされています。又、保護者にもプライバシー保護等について入園説明会や入園後懇談会で説明を行うようにされています。園の設備面でも、子どものプライバシー保護への配慮と工夫が見られました。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>理念・保育方針を掲載され、保育の内容が分かりやすく説明されたホームページやパンフレットが作成されています。利用希望者に対しては見学会も随時行われており、入園のしおりも使用しながら個別に説明されています。又、月1回の園内開放の時にも気軽に相談して頂けるようにされています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>重要事項が記載された入園のしおりを用い入園説明会で説明し、その後の入園の面談時に分からないことがないか確認を行い、同意書で同意を得るようにされています。重要事項に変更があった場合、保護者等の就労状況の変更に伴う保育時間の変更、延長保育の利用時や進級時（年度替り）や一人ひとりの子どもの状況に応じて個別的な対応を変更する際にも説明することが求められます。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>移行等の手順書、引継ぎ文書も用意されています。変更等による園の利用終了後についても引き続き相談できる相談窓口が設置されており、担当者も配置されています。おたよりに担当者名が掲示されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>保護者に対しては、年1回アンケートを実施し、利用者満足度調査を実施されています。アンケート集計した結果は分析され、改善課題の発見や改善課題への対応策に、職員全体で改善に向け取り組んでおられます。又、子どもの満足度についても保育士や栄養士の日々の関わりの中から把握するように努められています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情相談責任者、苦情受付担当者や第三者委員が設置され苦情解決の体制は構築されている。園内にも苦情解決委員会が設置され月1回委員会が開催される。マニュアルも整備され職員にも周知されています。保護者等に対しては入園のしおりで苦情解決の仕組みについて説明されています。より周知して頂くため玄関に掲示物を掲示したり、おたよりに記載するようにされています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が相談や意見を述べられるように、玄関の意見箱の利用、保護者アンケート、個別懇談やいつでも話し合いの機会が持つ話し合い相手も選べる旨を保護者には日頃より伝えておられます。相談室も用意されています。担当保育士と保護者は日々の送迎時などにコミュニケーションをとるよう心掛け、口頭でも意見を頂いたり、相談に応じるようにされています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルも作成されており、受付から迅速に対応出来る様な仕組み作りが構築されています。意見箱、保護者アンケート、個別懇談等の活用により積極的に保護者からの相談や意見を把握されています。頂いた相談や意見は、苦情解決委員が中心となり、まず委員会で検討、全体会で対応策を決定させます。対応策については園内に掲示して公表したり、必要に応じて、個別に委員長と園長が保護者の方と直接話し合いをする機会を設けるなど迅速に対応されています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>安全対策委員会が中心となりインシデント・アクシデント報告の分析を徹底しています。安全対策委員会も月1回開催されており、責任者も明確化されています。多かったインシデントについてはリーダー会で事例検討を行い、検討した内容については保護者等にも協力頂く際にはお便りなどで伝達されています。遊具安全点検等も行われており安全確保に努めておられます。不審者対策としては、警備会社による機械警備と緊急通報装置が導入されています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と対応マニュアルがあり、職員へ周知されています。嘔吐処理の仕方の実技研修を実施、対応手順は各保育室にもあります。3～5歳児クラスで手洗いチェッカーを使用しての手洗い指導が実施されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時の対応マニュアルがあり防災委員会を中心に毎月様々な想定（火災・津波・地震・大雪・大雨）で避難訓練を実施しており、消防署立会いのもとでの避難も実施されます。訓練子ども達には緊急カード・避難袋・置き靴が用意されています。備蓄も1日分用意されています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育課程をもとに保育についての標準的な実施方法が定められており、保育理念や基本方針も記載されており、子ども一人ひとりの発達に合わせた保育が展開でき、どの保育士が担当しても同一レベルの保育サービスが受けられるようになっています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>年1回職員参画のもと保育課程が見直されています。日誌、指導案について評価を行い、次年度に繋がるように見直しをされています。その時期や評価・見直し方法についても園で定められています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと保護者の状況を正確に把握するために、個別面談を年3回行い家庭の意向や状況を確認し、園児一人ひとりの発達に合わせた個別指導計画やクラス等の指導計画を策定されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児は週単位で個別の指導計画を評価・見直しが行われ、1～2歳児は月単位で個別の指導計画を評価・見直しが行われています。3歳児以上はクラス単位で週評価で行い、必要のある子どもに対しては個別指導計画の評価・見直しも行われます。緊急に計画変更が必要な子どもの場合評価時期に関係なく見直しが行われる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>保育サービスの実施の記録については、記録する職員によって書き方に差異は感じられませんでした。職員は日誌チェック、懇談記録シートの回覧を必ず行い、リーダー会に於いても子ども一人ひとりの状況伝達がされ、職員全員で共有する仕組みが確立されています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>記録の保管、保存、廃棄に関するマニュアルが整備され、記録管理責任者のもと正しく管理されています。個人情報保護マニュアルも整備されていますし、研修も行われています。</p>		

内容評価基準（24 項目）

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A①	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>毎年職員全体で保育過程の編成を行い、月案・週案・日案につなげておられます。子供へのサービス評価・自己評価を各クラスで話し合い、次につなげられるようにしておられます。地域の実態に即して乳幼児の受け入れを積極的に行い、月～土曜日の延長保育や一時預かり事業も実施されています。隣接施設や地域の行事にも積極的に参加し、あらゆる年代の方と交流を大切にされています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育室はテラスがあり日光浴もできる環境で衛生的かつ安全性に配慮されています。S I D S の研修会も実施されており、午睡チェック表で定期的に呼吸状態や健康状態も確認をされています。発達状況に応じて個別の指導計画を作成すると共に一人ひとりの子どもに応じた記録や評価が行われています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達状況を踏まえた計画を立て、一人ひとりの育ちにあった援助をされています。又、食事と午睡のスペースを分けるなど基本的な生活習慣が身に付くよう配慮した環境整備も行われています。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>異年齢保育の実施、当番活動（給食・水やり・お昼寝）を行い集団的な活動への参加・取り組みが出来るよう配慮されています。施設見学でも下の子を思いやる様子や当番活動でみんなと共同して取り組む様子などが確認できました。</p>		

A⑤	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	b
<p><コメント></p> <p>淀江地区の保育園四園交流があり合同保育に参加したり、淀江中学校区での保小中連携の会合に出席、意見交換をされています。又、年長クラスは就学前に午睡をやめる取り組みがあります。就学児の保育所保育児童要録を作成し、各小学校と連携が図られています。具体的な引継ぎは電話での対応もされています。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるような取組みを工夫されても良いと思います。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A⑥	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士の方も、決して急かさず優しく穏やかな声や表情で保育にあたられています。室温、湿度、換気、採光等の環境、清掃、寝具の消毒や乾燥等の衛生に配慮されています。環境衛生委員会が中心となって毎月重点項目を決めて職員全体で5S活動が展開されています。</p>		
A⑦	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>食事・排泄・睡眠・衣服の着脱・清潔などの基本的な生活習慣を身に着けられるよう配慮した環境が整えられています。人権に配慮して基本的な生活習慣を身に着けるということで人権、同和保育の年間計画が立てられている。戸外に出て、十分に体を動かすことが出来るよう、全面芝生化された園庭、近隣の公園やピノパークを活用し活動されています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>3～5歳児については異年齢保育や当番活動が行われています。この中から順番を守る、物を大切に扱う、挨拶を行うなどの社会的ルールが身に付くように配慮されている。又、延長保育時に於いては全クラスの延長保育対象児童が同じ部屋で過ごすなど様々な友達と触れ合いながら協同して活動が出来る場を提供されています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>夏野菜の栽培や散歩の際に自然の植物と触れ合う機会を作っておられます。又、拾ってきた葉や木の実などを使ってのおもちゃの自作にも取り組んでおられます。夏野菜の栽培は近所の方の畑をお借りして行っており、収穫の際はお裾分けするなど地域の方々との交流も行われています。</p>		

A⑩	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>年齢に応じて生活リズムの中に読み聞かせを取り入れたり、リトミック・手遊び、リズム運動など表現遊びを楽しめるようにされています。日頃の遊びの中で自由に道具を使い表現する機会も配慮されています。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		
A⑪	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は自己評価を定期的に行うと共に、自らの保育の振り返りを行うなど、日々質の向上に努められておられます。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A⑫	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの人権を優先する上でも、人権・同和保育目標を各クラスに掲示され、職員は子どもの最善の利益を考慮しながら保育にあたられています。又、家庭環境や生活リズム、発育状況等から生ずる一人ひとりの個性を理解し、懇談会や送迎時に保護者から様子を聞き指導計画に反映させています。</p>		
A⑬	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p><コメント></p> <p>障がい児保育の場合は、小児療育センターと連携をとりながら助言を受け保育が行なわれています。又、障がい児保育の研修にも参加しておられます。園の建物もバリアフリー構造となっています。保育所の保護者全体に対しても、障がいのある子どもの保育について理解を深める取り組みについて検討されても良いと思います。</p>		
A⑭	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p><コメント></p> <p>長時間保育は異年齢の園児と一緒にゆっくり過ごせるよう工夫されています。延長保育の園児には家庭と相談しながら軽食を提供しておられます。子ども一人ひとりの状況については長時間保育日誌を活用し、適切に引継ぎが行われています。</p>		

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A⑮	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理についてマニュアルが整備され職員へも周知され、子どもの保健に関する保健計画が作成されています。既往症や予防接種、アレルギーなどについては懇談等で情報を確認されています。日常的に子ども達の健康状態を把握し、変化があれば速やかに対応できる体制が用意されています。</p>		
A⑯	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>米子市内一律のメニューですが、調理は園内の厨房で作られます。園としても食育にも力を注ぎ、栄養士による給食参観日でアンケートの実施や職員会で食事についての意見を募り改善に向け取り組んでおられます。又、子ども達が食に興味を持ってもらう一環として、子ども達が作った野菜が収穫出来た際は、調理して昼食やおやつに提供されたりもします。</p>		
A⑰	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士による残食チェックや食事の様子を観察もされており、職員の全体会にも栄養士が参加して発育状況に応じた食生活が展開できるよう話し合い、食べやすい大きさ硬さの工夫など個々に合わせた工夫をされています。</p>		
A⑱	A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
<p><コメント></p> <p>年2回健康診断、年1回歯科検診があり、健診結果については記録され、全体会で職員に周知され保健計画にも反映されています。保護者にも健診結果を伝え、家庭での保育に反映させておられます。</p>		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A⑲	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患をもつ園児に対しては、保護者を通して主治医からアレルギー指示書を頂き、それをもとに除去食を提供されています。食物アレルギー児の一覧表が各クラスに配布され、除去食は各自分かるように工夫され、食事の際も職員が注意しながら食事を提供されているのを確認できました。</p>		
A⑳	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアルが作成され、園長を中心に職員へ周知されています。研修も行なわれており対応出来る体制作りが行われています。</p>		

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑳	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<p><コメント></p> <p>懇談や連絡帳のやりとりで家庭での食事時間など食生活について把握し、連携をとるようになっています。給食参観・試食会の実施や献立表や食品サンプル掲示、園だよりにより園児が喜んで食べたメニューのレシピ紹介を掲載するなど、食事の大切さについて保護者に常に伝えておられます。</p>		
A㉑	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保育者支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>懇談や連絡帳のやり取り、送迎時などに家庭の状況を確認し情報交換を行い、保護者と共に園児の成長の喜びを分かち合うような支援をされています。</p>		
A㉒	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>保育参加日の開催、クラス懇談・個人懇談を行い保護者との共通理解を深めるようにされています。</p>		
A㉓	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>毎月の発育測定時に子供に心身の状態を観察し虐待チェックが行われています。園内で虐待防止研修を実施したり、外部研修に参加するなど職員全体に周知がされています。又、虐待を発見した場合の対応等についてのマニュアルも整備されています。</p>		